

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書
短期利用認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

社会福祉法人ゆうなの会
グループホームコスモス

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

短期利用認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

貴殿に（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス・短期利用認知症対応型共同生活サービスを提供するに先立ち、以下のとおり重要事項を説明いたします。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人ゆうなの会
所 在 地	那覇市首里大名町 1 丁目 43 番地 2
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者	理事長 玉城篤子
連 絡 先	(TEL) 098-886-5070 (FAX) 098-885-1186

2. 事業所

名 称	グループホーム コスモス
指定番号	4 7 7 0 1 0 0 8 3 4
所 在 地	那覇市識名 2 丁目 13 番 57 号
連 絡 先	(TEL) 098-855-4162 (FAX) 098-835-9401

3. 事業の目的と運営方針

事業目的	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業 短期利用認知症対応型共同生活介護事業
運営方針	要介護者・要支援者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようサービスを提供します。

4. 施設の概要

(1) 敷地・建物

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 (しきなガーデン A 棟の 2 階と 3 階)
	延床面積	838.37㎡ (2 階 : 423.37 ㎡、3 階 : 415.00 ㎡)
	入居定員	18 名 (2 ユニット)

(2) 主な設備

設備の種類	室 数	面 積
団 欒 室	2 室	32.43 ㎡
台 所	2 室	8.16 ㎡
リネン室	2 室	6.26 ㎡
浴 室	2 室	12.62 ㎡
洗面・脱衣室	2 室	6.62 ㎡
多目的トイレ	2 室	4.49 ㎡
居 室	1 8 室	8.71~11.55 ㎡
事 務 室	2 室	10.07 ㎡

5. 職員体制（2ユニット）

	常勤		非常勤		保有資格
	専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者		2			介護支援専門員 介護福祉士
計画作成担当者		2			介護支援専門員 介護福祉士
介護従事者	13	2			介護福祉士 介護職員基礎研修 ヘルパー1級、2級

6・職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休暇
管理者 計画作成担当者 介護従事者	早番の勤務時間 7時00分～16時00分 日勤の勤務時間 8時30分～17時30分 中番の勤務時間 9時00分～18時00分 遅番の勤務時間 10時00分～19時00分 準夜の勤務時間 15時00分～24時00分 深夜の勤務時間 0時00分～9時00分	年間110日

7. サービス内容

(1) 介護保険給付サービス・介護予防給付サービス

種 類	内 容
食 事	食事時間 朝食 AM8:00～AM9:00 昼食 PM0:00～PM1:00 夕食 PM6:00～PM7:00
入 浴	入浴したい時にはいつでも準備いたします。 必要なときはお手伝いいたします。
日常生活上の世話	身の回りのお手伝いをします。 (洗濯・清掃・買い物等) 病院受診の手配、その他療養上の世話をします。
機能訓練	屋外散歩同行・家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。
相談及び援助	利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。

(2) 介護保険給付外サービス

サービス種類	内 容
理容・美容	利用者のご希望に応じて理容・美容室を利用します。
食事の提供	栄養士の作成した献立のもと、新鮮で安全な食事を提供します。
教養娯楽の利用	クラブ活動等
レクリエーション行事	各種行事

8. 入居にあたっての留意事項

面 会	面会にお越しになる方は、職員に一声かけてください。
外 出	外出・外泊前に必ず申し出てください。 なお、その時に予定帰宅時間をお知らせください。
住居・居室の利用	ホーム内の設備・備品等は大切にご利用下さい。騒音の発生、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。

9. 利用者の権利（利用者は以下の権利があります）

利用者の権利	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利 2. 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重される権利 3. 安心感と信頼をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利 4. 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利 5. 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利 6. 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利 7. 地域社会の一員として通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利 8. 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利 9. 生活や介護サービスについて、いかなる差別を受けない権利 10. 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利
--------	--

10. 利用者の義務（利用者及び利用者の家族は以下の義務を負います）

利用者（家族）の義務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること 2. 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと 3. 特別の事情がない限り、利用者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと 4. 事業者の提供するサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること 5. 市町村並びに介護保険法その他奨励に基づく事業者への立入調査について利用者及び家族は協力すること
------------	--

11. 利用料

(1) 法定外給付

区 分	利 用 料	
理容・美容サービス	実費負担	
娯 楽 費	実費負担	
予防接種料（インフルエンザ等）	実費負担	
食 材 代	日 1,582円	*朝食 412円・昼食 600円・夕食 570円
家 賃	月 45,000円	*月中入所・退所の場合のみ日割り計算 *入院・外泊は減算致しません。 *生活保護をご利用の場合、家賃は相談させていただきます。
光 熱 水 費	月 10,300円	*月中入退所及び入院・外泊の場合は日割り計算

(2) 法定給付

利 用 料					
要介護・要支援度に応じて算出します。 サービス利用料（1日当たり）＝ 下記単位×10円 ・法定代理受領サービスの場合は、サービス利用料に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。					
（認知症対応型共同生活介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費）					
[要支援2]	749単位				
[要介護1]	753単位				
[要介護2]	788単位				
[要介護3]	812単位				
[要介護4]	828単位				
[要介護5]	845単位				
・入居日から30日以内の期間は、1日（30単位）の初期加算金が必要です。					
・30日を超える病院又は診療所への入院の後に当該事業所に再び入居した場合も、同様に必要となります。					
（短期利用認知症対応型共同生活介護費、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費）					
[要支援2]	777単位	[要介護1]	781単位	[要介護2]	817単位
[要介護3]	841単位	[要介護4]	858単位	[要介護5]	874単位

下記の加算については、当該事業所が厚生労働省の定める加算要件が整った場合に限り必要となります。

医療連携体制加算（介護予防無） 37単位/日

[加算要件]

当該事業所に於いて「看取りに関する指針（重度化した場合における対応に係る指針）」を整備し、看護師を配置した場合、若しくは、契約により訪問看護ステーション等（医療機関）の看護師により利用者の日常的な健康管理や医療機関（主治医）との連絡調整を行える体制が整った場合に必要となります。

入院時費用 246単位/日

[加算要件]

入院後3ヵ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入院の受け入れ体制を備えている場合には、1月6日を限度として必要となります。

退去時相談援助加算 400単位/回（退去時）

[加算要件]

利用期間が1ヵ月を超える利用者の退去時に、福祉サービスについての相談援助を行い、且つ、退去の日から2週間以内に当該利用者の介護状況等の必要な情報提供を行った場合に必要となります。

但し、在宅復帰であり家族等の同意を得た場合です。

看取り介護加算（介護予防無） 72単位/日（死亡日以前31～45日）

144単位/日（死亡日以前4～30日）、

680単位/日（死亡日前日及び前々日）、

1,280単位/日（死亡日）

[加算要件]

医師（主治医）が、医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又はその家族等の同意を得て、当該事業所が整備する「看取りに関する指針」に定める介護計画に基づき介護を行うことの同意を得た場合に必要となります。

□認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位／日

[加算要件]

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者割合が50%以上となり、認知症介護に係わる専門研修（認知症介護実践リーダー研修）を終了した者を厚生労働省の定める基準で配置し、技術的指導に係わる会議を定期的に開催する体制が整った場合に必要となります。

□認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位／日

[加算要件]

認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、認知症介護の指導に係わる専門的研修（認知症介護指導者研修）を修了した者を（Ⅰ）の基準に加え1名以上配置し、認知症ケアの指導を実施すると共に、当該事業所における研修計画を作成し、研修を実施する体制が整った場合に必要となります。

□認知症チームケア推奨加算（Ⅱ） 120単位/月

[加算要件]

認知症日常生活自立度Ⅱ以上の利用者割合が50%以上となり、認知症介護にかかる専門的研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を1名以上配置し、且つ複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んで、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防などに資するチームケアを実践している時に必要となります。

□科学的介護推進体制加算 40単位/月

[加算要件]

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型生活介護の適切かつ有効な提供に活用し、LIFEへのデータ提出頻度について、他LIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3か月に1回」見直しを行っている場合に必要となります。

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位／日

・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位／日

・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位／日

[加算要件]

当該事業所の介護従事者の総数のうち、介護福祉士の資格を有する者の占める割合が70%以上（Ⅰ）、60%以上（Ⅱ）又は50%以上（Ⅲ）が配置されている等、厚生労働省の定める人員基準等に適合している体制が整った場合に必要となります。

□退去時情報提供加算（介護予防無） 250単位/回

[加算要件]

医療機関へ対処する入居者について、情報を提供した場合に必要となります。

□新興感染症等施設療養費 240単位/日

[加算要件]

入所者が感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整などを行う医療機関を確保し、且つ当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行ったうえで、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として必要となります。

□認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位／日（7日間を限度）

[加算要件]

医師が、認知症の行動・心理状態が認められるために在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断し、入居した場合に必要となります。

□若年性認知症利用者受入加算 120単位/日

[加算要件]

若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定め介護を行った場合に必要となります。

□口腔衛生管理体制加算 30単位/月

[加算要件]

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行った場合に必要となります。

□生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月

[加算要件]

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や、必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータ提供の(オンラインによる提出)を行った場合に必要となります。

令和8年4月1日～5月31日まで

□介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に17.8%を乗じた単位数

[加算要件]

介護職員等の更なる処遇改善を目的とした取り組みで処遇改善加算Ⅱの算定要件が整っている場合に必要となります。

令和8年6月施行

□介護職員等処遇改善加算(新加算Ⅰロ) 所定単位数に22.0%を乗じた単位数

[加算要件]

介護職員などの更なる処遇改善を目的とした取り組みで処遇改善加算Ⅰロの算定要件が整っている場合に必要となります。

12. 利用料の支払い方法について

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末締め翌月口座引き落としにてお支払い下さい。

13. 協力医療機関等

名称	まえだクリニック		
所在地	沖縄県浦添市前田1丁目48番1 コーポ石川 2階	電話番号	098-917-5542
診察科	精神科・心療内科・内科・外科		
入院設備	無		
協力関係の概要	緊急時の対応、日常における健康管理等		

名称	大名訪問看護ステーション		
所在地	那覇市首里大名町1丁目43番地2	電話番号	098-886-5070
診察科	訪問看護		
協力関係の概要	緊急時の対応、日常における健康管理等		

名 称	高良歯科医院		
所 地	浦添市屋富祖 1 丁目 2 番 10 号	電話番号	098-877-0485
診察科	歯科		
協力関係の概要	必要時・緊急時の歯科処置、日常における医学的助言		

1 4. その他の運営に関する重要事項

緊急時の対応	<p>① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護・短期利用認知症対応型共同生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医またはあらかじめ事業者が定める協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送などの必要な処置を講じるものとする。</p> <p>② サービスの提供の確保、夜間における緊急時の対応のため、有料老人ホーム、病院等との連携及び支援の体制を図るものとする。</p>
事故発生時の対応	<p>① 利用者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護・短期利用認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>② 利用者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護・短期利用認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。</p>
非常災害対策	<p>① 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施にあたっては地域住民の参加が得られるように連携に努める。</p> <p>② 非常災害に備えるために、非常用食料などの必要な物品の備蓄を少なくとも3日分整備することとする。</p>
衛生管理等	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>② 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講じるものとする。</p> <p>1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。</p> <p>2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。</p> <p>3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。</p>
個人情報の保護等	<p>① 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者または家族の秘密を漏らしません。また職員でなくなった後においても秘密を漏らすことがないよう従業者との雇用契約の内容とする。</p> <p>② サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ることとする。</p> <p>③ 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努める。</p> <p>④ 事業所が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。</p>

居宅介護支援事業所等に対する利益供与等の禁止	<p>① 居宅介護支援事業所等又はその従業者に対し、要介護者等に対して認知症対応型共同生活介護を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>② 居宅介護支援事業所等またはその従業者から、認知症対応型共同生活介護から退去者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>
苦情処理	<p>① サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備など必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。</p> <p>② 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。また、苦情処理結果については、苦情対応マニュアルに基づき、個人情報に配慮したうえで事業所内での公表を行う。</p> <p>③ 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は当該保険者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。</p> <p>④ 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。</p>
地域との連携（運営推進会議）	<p>① 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、那覇市の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る）を含む。以下この項において「運営推進会議」という）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。</p> <p>② 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。</p> <p>③ 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。</p> <p>④ 事業所は、その事業の運営に当たっては、提供した認知症対応型共同生活介護等に関する利用者からの苦情に関して、那覇市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の那覇市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
虐待防止	<p>① 事業所は高齢者等の人権の擁護、虐待等の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。 2) 虐待防止のための指針の整備 3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施 4) 前3号にあげる措置を適切に実施する為の担当者の配置 5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備 6) その他虐待防止のために必要な措置 <p>② 事業所はサービス提供中に、従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。</p>

<p>身体的拘束</p>	<p>① 事業所は指定認知対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等、その他利用者の行動を制限しないこととするが、やむを得ず身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす状態であることを確認し、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し、適正な取り扱いにより行うものとします。</p> <p>1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。</p> <p>2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。</p> <p>3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。</p>
<p>認知症ケア</p>	<p>① パーソン・センタード・ケア（いつでも どこでも そのひとらしく）利用者本人の自由意志を尊重したケアを実践する。</p> <p>② 利用者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。</p> <p>③ 利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者及び介護支援専門員、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、多職種共同によるよりよいケアの提供に貢献する。</p> <p>④ 「認知症は進行していく疾患」であることを踏まえ、専門性と資質向上を目的とした研修を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。</p> <p>⑤ 受け入れた若年性認知症入所者ごとに、個別の担当者を定めるものとする。</p>
<p>ハラスメント対策</p>	<p>① 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われている性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化などの必要な処置を講じるものとする。</p> <p>② 事業所の方針などの明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の指針を明確化し、従業者に周知・啓発する。</p> <p>③ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に対する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p>
<p>業務継続計画</p>	<p>① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。</p> <p>② 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要は研修及び訓練を定期的実施するものとする。</p> <p>③ 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
<p>職員の研修</p>	<p>① 事業所は、従業者の質的向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の遂行体制についても検証、整備する。</p> <p>1) 採用時研修 採用後3カ月以内</p> <p>2) 継続研修 年6回（虐待防止・身体拘束廃止・認知症ケア・感染症の予防及びまん延防止・ハラスメント対策等）</p> <p>② 認知症介護基礎研修 医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象として受講をさせるための必要な処置を講じる。</p>

17. 当法人の概要

名称・法人種別 : 社会福祉法人ゆうなの会
代表者氏名 : 理事長 玉城 篤子
所在地・電話番号 : 那覇市首里大名町1丁目43番地2 098-886-5070
バックアップ施設 : 特別養護老人ホーム大名
所長 金城 満
那覇市首里大名町1丁目43番地2 098-886-5070

年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス・短期利用認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて□甲1・□甲2に対して重要事項の説明を行い、重要事項説明書を交付いたしました。

(乙) グループホーム コスモス

沖縄県那覇市首里大名町1丁目43番地2

社会福祉法人 ゆうなの会

理事長 玉城 篤子 印

説明者 所属 グループホームコスモス

氏名 印

(甲) 私は、本書面に基づいて、乙から重要事項の説明を受け同意し、重要事項説明書を受領いたしました。

(甲1) 利用者

住所

氏名

印

(甲2) 代理人

住所

氏名

印

続柄